

伊 勢 市 公 報

第 43 号
平成 19 年 8 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例の施行期日を定める規則	4
○ 伊勢市朝熊山麓公園条例施行規則を廃止する規則	6
教育委員会規則	
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	8
告 示	
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	10
○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について	11
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	12
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	13
○ 犬の抑留について	14
○ 犬の抑留について	15
正 誤	16

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 19 年 8 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 39 号

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 1 号 4 中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

「 (3) 郵便貯金

郵便貯金の総額

円

を削る。

(注) 通常郵便貯金を除く。

」

様式第 1 号 5 を削る。

様式第 1 号 6 中「社債券」の次に「、金銭信託」を加え、「総額」を「総額(金銭信託については、元本の総額)」に改める。

様式第 1 号中 6 を 5 とし、7 から 10 までを 1 ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、様式第 1 号 4 の改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例の施行期日を定める規則

をここに公布する。

平成 19 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第40号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例の施行期日を定める
規則

伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例（平成19年伊勢市条例第26号）の施行期日は平成19年10月13日とし、同条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は平成19年9月1日とする。

伊勢市朝熊山麓公園条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第41号

伊勢市朝熊山麓公園条例施行規則を廃止する規則

伊勢市朝熊山麓公園条例施行規則（平成17年伊勢市規則第137号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例（平成19年
伊勢市条例第26号）の施行の日（平成19年10月13日）から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 8 月 7 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市立明野幼稚園の項中「60人」を「70人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 92 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 8 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1902			
警告書はり付け日	平成 19 年 6 月 11 日			
放 置 場 所	伊勢市曾祢 2 丁目地内 公道 (赤道)			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	黒色
	車 名	アコード	自動車登録 番 号	三重 53 ね 1368
	型式・種別	不明・不明	車 台 番 号	不明

2 申出先 伊勢市都市整備部維持課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 93 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失の旨の届出があったので、無効とします。

平成 19 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 紛失番号標番号
三重 302 伊勢 (1 枚)

- 2 失効年月日
平成 19 年 8 月 3 日

- 3 貸与年月日
平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 45 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
314	南勢工房 ミニオン	伊勢市二見町今一色 70 番地	平成 19 年 8 月 3 日

伊勢市公告第 48 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	583 m ²	1 年
2 人	2 人	2,794 m ²	3 年
1 人	1 人	879 m ²	5 年
3 人	2 人	12,346 m ²	6 年

伊勢市公告第 49 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市宇治中之切町	雑種	薄茶	雄	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 19 年 8 月 2 日

3 抑留期限 平成 19 年 8 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 50 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 8 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市岩渕	雑種	茶	不明	中	91 日以上	首輪・胴輪あり

2 抑留した日 平成 19 年 8 月 3 日

3 抑留期限 平成 19 年 8 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

正 誤

平成 19 年 8 月 6 日付け伊勢市公報第 42 号の伊勢市都市公園条例施行規則(平成 19 年伊勢市規則第 37 号)附則中

頁 行 誤 正

45 14 施行の日(平成 19 年 10 月 13 日) 施行の日

同号告示第 90 号の表中

頁 行 誤 正

71 15 小俣町相合 191 番 5 地先から 小俣町相合 191 番 5 地先まで

同号告示第 91 号の表中

頁 行 誤 正

72 14 小俣町相合 191 番 5 地先から 小俣町相合 191 番 5 地先まで